

令和8年度 木島平村空き家バンク仲介手数料補助金（所有者向け）

補助金は下記以外にも要件がありますので、必ず事前に下記担当までお問い合わせください。

補助対象者

○空き家バンク（村空き家情報登録制度）に新たに登録するの空き家（70㎡以上）を間接型（村が協定を結ぶ事業者が契約交渉を行う形態）により売買・賃貸した所有者等

対象条件

- （１）空き家バンク登録から６か月間、交渉先を村に定住する意思のある人に限る者
- （２）売買契約の場合 800 万円以下で契約した者
- （３）村に納付すべき村税等を滞納していない者
- （４）空き家の売買又は賃貸借並びに当該仲介手数料に係る契約について、３親等以内の親族との間で締結した者でないこと

補助金額

補助対象経費	補助金額	補助金上限額
売買契約又は賃貸借契約が成立したときに、所有者等が仲介事業者に支払った仲介手数料	補助対象経費の 3 分の 1 ※千円未満切り捨て	1 0 万円

申請方法

○木島平村空き家バンク仲介手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）

- 添付書類
- ①物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
 - ②登録から 6 か月以内の契約の場合、契約先利用希望者の定住誓約書
 - ③仲介事業者に支払った仲介手数料の領収書の写し
 - ④その他村長が必要と認める書類

補助金交付までの流れ

裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 木島平村 産業企画室 移住定住推進係
〒389-2392 木島平村大字往郷 914 番地 6
電話：0269-82-3111／Mail：iju@vill.kijimadaira.lg.jp

空き家バンク仲介手数料補助金 補助金交付までの流れ

①【申請者→村】空き家バンク登録申請

☐ 空き家情報登録カード（空き家情報登録制度実施要綱 様式第2号）

※空き家バンク登録申込書添付書類

特記事項へ「木島平村空き家バンク仲介手数料補助金交付要綱により、空き家バンク登録から6か月間、交渉する利用希望者を村の住民基本台帳に登録し生活基盤を専ら村に置く意思のある者に限定する。」と追記。

→登録から6か月間、交渉先を村に定住する意思のある人に限定



②【村→申請者】空き家バンク登録完了書の送付



③ 空き家バンク物件の契約交渉

- ・登録～6か月 交渉先を村に定住する意思のある人に限定
- ・6か月～ 上記限定の解除



④【申請者→村】空き家バンク仲介手数料補助金申請書の提出

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- ☐ 登録から6か月以内の契約の場合、契約先利用希望者の定住誓約書
- ☐ 仲介事業者に支払った仲介手数料の領収書の写し
- ☐ その他村長が必要と認める書類



⑤【村→申請者】交付決定通知書の送付
補助金の交付（支払い）